

川崎市教育委員会再任用短時間代替会計年度任用職員に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則（令和2年川崎市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）の欠員の代替として任用する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職務、勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職名)

第2条 会計年度任用職員の職名は、再任用短時間代替会計年度任用職員とする。

(業務内容)

第3条 会計年度任用職員は、勤務場所における定年前再任用短時間勤務職員の代替として指定された業務に従事するものとする。

(任用期間)

第4条 会計年度任用職員の任用の期間は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内（定年前再任用短時間勤務職員の欠員が生じる期間の範囲内に限る。）で定めるものとする。

2 規則第5条第2項の規定に基づき、会計年度任用職員の任用の期間を更新することができる期間の範囲は、前項に規定する期間の範囲内とする。

(勤務日、勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務日、勤務時間、休憩時間及び週休日は、必要に応じて関係局等と協議の上、教育次長が設定するものとする。

(給料又は基本報酬の額)

第6条 会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額は、別表第1に定める職務の性質が類似する定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表に応じた相当する給料表、職務の級及び号給（以下「表級号給」という。）の範囲内において、本市職員としての経験月数（その採用の日前3年間の範囲に限る。以下同じ。）を考慮して決定した相当する表級号給に定める額に、当該会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間を38.75時間で除して得た割合を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、職務の複雑、困難及び責任の度により同項の規定により難しい会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額については、必要に応じて関係局等と協議の上、別表第2に定める職務の複雑、困難及び責任の度並びに職務の性質が類似する定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表に応じた相当する表級号給の範囲内において、本市職員としての経験月数を考慮して決定した相当する表級号給に定める額に、当該会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間を38.75時間で除して得た割合を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、職務の特殊性等によりこれらの規定により難しい会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額については、必要に応じて関係局等と協議の上、教育次長が別に定める。

（半日単位の年次休暇）

第7条 会計年度任用職員は、1日単位及び時間単位のほか、半日単位の年次休暇を受けることができる。ただし、勤務時間の設定により半日単位の設定が難しい場合は、この限りでない。

2 半日単位の年次休暇は、原則として正午で区分し、2回をもって1日の年次休暇とする。ただし、勤務時間の設定等の事情により正午での区分により難しい場合には、別に区分する時刻を設定するものとする。

(職務専念義務の免除)

第8条 会計年度任用職員は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

(昭和26年川崎市条例第17号)第2条の規定に基づき職務に専念する義務の免除を受けることができる。

2 前項の規定により職務に専念する義務の免除を受ける場合は、川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年川崎市条例第1号)第8条の規定に基づき、給与を減額して支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 川崎市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則(昭和46年川崎市人事委員会規則第8号)第2条第1項第6号から第12号までに掲げる場合

(2) セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント又は妊娠、出産、育児若しくは介護に係るハラスメントに関する苦情相談を行う場合

(3) 人事評価に関する苦情相談を行う場合

(4) その他教育長が特に認める場合

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、教育次長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年川崎市条例第 3 2 号）附則第 8 項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の川崎市教育委員会事務局再任用短時間代替会計年度任用職員に関する要綱第 1 条、第 3 条、第 4 条第 1 項並びに第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定を適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

職務の性質が類似する定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表	相当する表級号給の範囲
行政職給料表（１）	行政職給料表（１） 1 級 2 4 号給から 1 級 2 9 号給まで
行政職給料表（２）	行政職給料表（２） 1 級 2 9 号給から 1 級 3 4 号給まで
医療職給料表（２）	医療職給料表（２） 1 級 2 4 号給から 1 級 2 9 号給まで

別表第 2（第 6 条関係）

職務の複雑、困難及び責任の度	職務の性質が類似する定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表	相当する表級号給の範囲
特に高度の知識・経験を有する業務	行政職給料表（１）	行政職給料表（１） 2 級 3 3 号給から 2 級 3 8 号給まで
	医療職給料表（２）	医療職給料表（２） 2 級 3 3 号給から 2 級 3 8 号給まで
高度の知識・経験・資格を	行政職給料表（１）	行政職給料表（１） 2 級 2 5 号給から 2 級 3 0 号給まで

有する業務	医療職給料表（２）	医療職給料表（２） ２級 ２５号給から ２級 ３０号給まで
相当高度の知識・経験・資格を有する業務	行政職給料表（１）	行政職給料表（１） １級 ３０号給から １級 ３５号給まで
	医療職給料表（２）	医療職給料表（２） １級 ３０号給から １級 ３５号給まで